

令和4年度 鳥取県立倉吉西高等学校 部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 「鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」「鳥取県文化部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を遵守し、感染症対策を徹底した上で実施する。
- (4) 各部活動顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (5) 年間の中で適切な活動時間や休養期間確保に配慮した計画を立てる。
- (6) 部活動顧問及び部活動指導員・部活動外部指導者は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

- ①休 養 日：原則として、週末のいずれかを含む週1日以上とする。
※各部ごとに「活動計画」を立てて運営する。
- ②活動時間：学期中は原則として、長くても平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とする（朝練習を行う場合の時間も含む）。
- ③参加する大会：原則として、県高体連（高野連）主催又は県高文連主催、共催の大会とする。
その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。
（年度当初、計画を立てる前に申請しておく。）
- ④その他
 - ・ 考査発表後（土日含む）は部活動を行わないことを原則とする。
 - ・ 長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒の健康や体調維持を鑑み休養期間を設ける。
 - ・ 週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。
 - ・ 部活動顧問は県が主催する研修等に参加するなど部活動の効率的かつ効果的な運営・実施に対して研鑽を行う。

3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
 - ・ 部活動顧問及び部活動指導員・外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
 - ・ 年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得る。
 - ・ 必要に応じて、保護者会を開催する。
- (3) 熱中症等による事故防止について
 - ・ 生徒の健康チェックを適切に行い、「熱中症予防運動」等指針をもとに、猛暑等好ましくない環境下での活動は控えるなどの適切な対応をとる。

4 平日の練習（最終下校）時間について

夏期（4～9月） ～18:30 最終下校（19:00）

冬期（10～3月） ～18:00 最終下校（18:30）

※ただし、顧問等の監督者がついている場合はその人の責任において最長延べ3時間まで延長することができる。